

現行の職業訓練・受講支援制度と能力評価の関係

I 類型	II 具体の制度・訓練内容等	III 対象者等の要件	IV 能力評価の位置づけ
<p>① 離職者型</p>	<p>i 公共職業訓練(離職者訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設内訓練と委託訓練。 ○施設内訓練は、①国(独)高障求機構)、②都道府県が実施。 ①は主にもつくり分分野の訓練(標準6か月)、②は地域の実情に応じた訓練(標準6か月～1年) ○委託訓練は、都道府県の委託により専修学校などの民間教育訓練機関等が実施(標準3か月)。 <p>ii 求職者支援訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国が民間教育訓練機関等が実施する訓練コースを認定。 ○基礎コース(基礎的能力を習得する訓練)、実践コース(基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練)。 ○訓練期間は3か月～6か月。 	<ul style="list-style-type: none"> ○離職者(10-17歳の求職者)のうち、主に雇用保険受給者で、公共職業安定所の受講指示を受けた者。 ○離職者(10-17歳の求職者)のうち、雇用保険を受給できない方で、公共職業安定所長の就職支援指示を受けた者。 	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練修了時に職業能力評価を行い、その結果をジョブ・カード(様式4)に記入。 ○技能照査による技能及び知識の確認。 ○技能検定の受検資格、免除資格として活用。
<p>② 在職者型</p>	<p>iii 雇用型訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業が実施主体、雇用関係を前提とした実践的な訓練。 ①有期実習型訓練(訓練機関：3か月～6か月) ②実践型人材養成システム(訓練機関：6か月～2年) ③若者トレジ訓練(訓練機関：3か月～2年) <p>iv 認定職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主等の行う職業訓練のうち、教科等について厚生労働省令で定める基準に適合し、都道府県知事の認定を受けた職業訓練。 ○国及び都道府県から中小企業事業主等に対して、訓練経費等の一部につき補助金を助成。 <p>v キヤリア形成促進助成金による企業内訓練支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業訓練(1コース当たり20時間以上の訓練が対象)などを実施する中小企業事業主に対して、訓練経費や訓練中の資金を助成。 ○若年人材育成コース、成長分野等人材育成コース等の政策課題対応型訓練とそれ以外の一般型訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規又は継続の非正規雇用労働者、 ②新規又は継続の15歳以上45歳未満労働者、③新規又は継続の35歳未満非正規雇用労働者。 ○主に事業主に雇用される労働者。 ○助成(訓練に係る運営費、施設整備費)の対象は職業訓練を行う中小企業事業主等。 	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練修了時に職業能力評価を行い、その結果をジョブ・カード(様式4)に記入。 ○技能照査による技能及び知識の確認。 ○技能検定の受検資格、免除資格として活用。
<p>③ 共通型</p>	<p>vi 教育訓練給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣が指定する教育訓練(事務、技術、サービス等多様な分野の資格等を目指す訓練)を受講し、終了した場合に、その教育訓練に要した費用の2割に相当する額を支給。 <p>vii 中長期的なキャリア形成支援措置[現在、労働政策審議会にて検討中]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中長期的なキャリア形成に資する特に専門的・実践的な教育訓練。 ○業務独占資格、名称独占資格を目指すもの、専門学校の実践的な課程、社会人向け大学院の実践的なプログラム等。 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険の被保険者。 ○助成(訓練に係る賃金、経費)の対象は職業訓練を実施する中小企業事業主。 ○在職者(雇用保険の被保険者)又は離職者(被保険者であった者)。 ○在職者(雇用保険の被保険者)又は離職者(被保険者であった者)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定実習併用職業訓練コースは、訓練修了後に評価シート(ジョブ・カード様式4)により職業能力の評価を実施することが基本要件。 ○事務、技術、サービス等多様な分野の資格等を目指す講座。 ○資格や学位取得を目指す講座を検討中(業務独占資格、名称独占資格や専門学校の実践的な課程、大学院の実践的なプログラム等)。